

〔事案 25-93〕 転換契約無効請求

・平成 26 年 2 月 20 日 和解成立

<事案の概要>

一部契約転換した際に、募集人による説明が不十分だったことを理由に、転換後契約を取り消し、転換前契約に戻すことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 7 年 6 月に契約した終身保険（契約①）、平成 16 年 7 月に契約した利率変動積立型終身保険（契約②、介護一時金保険が含まれる）を継続していたが、平成 24 年 12 月、募集人から「保険料の負担を軽くして最新の保障を準備していただく制度です」と記載された手紙を受け取り、その後勧誘を受け、既に保険料払込が終わっていた契約①を一部契約転換して、本契約（契約③、利率変動型積立保険）を締結した。

その際、自分は、本契約転換によって保険料負担が増えないことを要望として伝えていたため、そのような保険と理解し、契約転換後の保険料は、契約転換前の保険料（契約①：0 円、契約②：月額 3 万円）の範囲内であると誤信して契約転換を行った。しかしながら、実際は、本件転換後の保険料が転換前契約の保険料より 3 万円増額していたので、転換後契約を取り消して、転換前契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約転換に際し、契約①のご契約明細書と契約③の提案書を交付し、転換後の保険料が約 3 万 5,000 円になることを説明している。
- (2) 契約までの過程において、申立人から、保険料の支払いが増加しないことを前提に契約するとの意思表示はなかった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 当審査会が認定した事実

- (1) 申立人は、募集人から上記手紙と提案書を受け取った後、募集人と 1 時間ほど本契約転換の内容について説明を受け、翌日、募集人およびその上席者と再び面会し、介護一時金保険と介護年金保険を含む契約③の申込書を作成した。
- (2) 契約③の保険料は月額約 1 万 8,000 円であったが、契約①の死亡保障を 300 万円から 150 万円に減額した転換価格がもとなる積立金を保険料として活用することにより、毎月の保険料額は約 5,000 円であった。
- (3) 申立人は、契約後最初の保険料支払い時期の直前に、ネットバンキングの「口座引き落とし事前のお知らせ」を見て、保険会社に支払う毎月の保険料が増加していたことから、契約③の保険料として毎月約 5,000 円を支払う必要があることに気づき、苦情を申し出た。

2. 錯誤無効について

以下の理由により、錯誤無効の主張を認めることはできない。

- (1) 申立人が要望を伝えたかについては、当事者双方の供述は異なり、真偽は明らかではないので、申立人の供述のみで認めることはできず、他に証拠はない。
- (2) 申立人が、銀行口座から引き落とされる保険料の額を知り、直ちに苦情を申立ていることからすると、保険料の負担が増加することを認識しておらず、錯誤に陥っていたと考えられる。しかし、申立人の錯誤が要素の錯誤に該当するとしても、募集時の「ご提案書」と申立人が自署捺印した契約申込書には、契約転換後の契約③の毎月の保険料が明記されており、保険料の負担が増えることは容易に理解できるので、申立人には、錯誤に陥ったことについて重大な過失があったと考える。

3. 和解について

当審査会の判断は以上のとおりであるが、以下の事情を考慮すると、本件は和解により解決することが相当であると判断する。

- (1) 申立人は、募集人の手紙を見て勧誘を受けているが、その文面からは、申立人が保険会社に対して支払っている現在の保険料を軽減できるとも理解できること、また、契約②は勧誘対象外であったため、その保険料に十分配慮した勧誘がなされなかった可能性もあることが、申立人が誤解する要因になったともいえる。
- (2) 本契約転換により、介護一時金保険が重複していることが、保険料の負担が増える要因にもなっている。